

# 防犯灯に関する今後の 対応について

令和8年3月  
常滑市市民生活部市民協働課



# 1 現状と課題

常滑市では、市内約3,800基の防犯灯を区や町内会(以下「自治体」という。)で維持管理をしていただいておりますが、設置・維持管理に関し次のような課題が生じております。

## 課題

### 経費負担への不公平感

自治会加入者の減少により、電気代などの経費負担について未加入者との間で不公平感が生じている。

### LED化への移行

防犯灯のLED化について、市から1基につき最大1万円の補助金を支給しているが、一部の地区では蛍光灯がまだ残っている。

### 自治会の負担軽減

持続可能で地域特性のある、誰もが参加しやすい自治会にするために、防犯灯の維持管理や設置の事務負担を軽減する必要がある。

## 2 今後の流れ

### <現在の流れ>

約3,800基を維持管理



区や町内会

新規設置・LED化・  
修繕を依頼

新規設置・LED化・  
修繕を実施



業者

新規設置・LED化・修  
繕費や電気代の請求

新規設置・LED化・修繕費や  
電気代の支払い（新規設  
置・LED化は一部市が補助）



区や町内会



令和8年12月末までに市への移管を完了し、市で新規設置・維持管理を開始

(注)自治会管理約3,800基のうち、LED化されていない防犯灯と令和3年度以前のLED灯は新たなLED灯を設置します。

### <今後の流れ(令和9年1月~)>



区

市民

新規設置を依頼

修繕を依頼

約3,800基を維持管理



市役所

新規設置・  
修繕を依頼

新規設置・修繕を実施



委託業者

新規設置・修繕費や  
電気代の支払い



市役所

### 3 市が移管を受ける防犯灯について

#### (1)移管を受ける防犯灯の種類

- ① 自治会が設置し維持管理しているもの。
- ② 電力会社の料金契約種別が「公衆街路灯」であるもの。
- ③ 電柱または専用柱に設置されているもの。



※軒下に設置してあるものは、近くの電柱に移動できるもののみ市へ移管します。電柱への移動は市で行います。



※組合が管理している街路灯は移管対象外です。

### 3 市が移管を受ける防犯灯について

(2)そのまま市が移管を受けるもの(①と②の両方に該当する場合)

- ① 不特定多数の住民が通行する場所を照明しているもの。
- ② 公共用地及び道路に接した私有地の電柱、専用柱に設置されているもの。

そのまま市に移管します。



電柱に設置されている防犯灯



専用柱に設置されている防犯灯  
(専用柱も市に移管します)

### 3 市が移管を受ける防犯灯について

(3)設置場所を変更して市が移管を受けるもの(①と②のいずれかに該当する場合)

- ① 不特定多数の住民が通行しない場所を照明しているもの。
- ② 軒下に設置され土地所有者に移設の同意がとれるもの。

市が最寄りの電柱に移設して市に移管します。



8月頃に委託業者が調査を行う予定です。  
その後、11月頃に委託業者が最寄りの電柱に移設します。

軒下などに設置されている防犯灯

## 4 移管対象外の防犯灯について

- ① 道路に接していない私有地(神社や公会堂など)に設置されているもの。
- ② 軒下に設置され移動できない(土地所有者の同意がとれない)もの。

そのまま自治会で維持管理していただきます。



お寺や神社内の防犯灯



公会堂やその駐車場の防犯灯

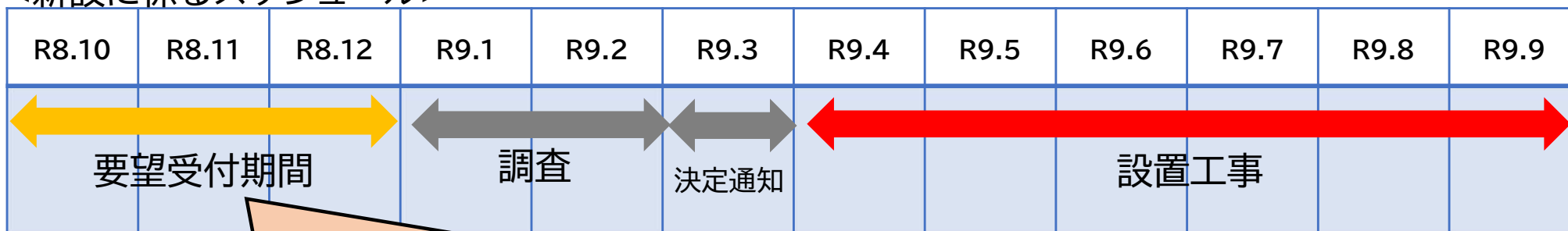
## 5 防犯灯の新設について

令和9年1月から、防犯灯の新設については、区の要望に基づき市が実施いたします。下記の設置基準により、新設の受付を行います。

### <設置基準>

- (1)防犯灯を設置等する場所は、不特定多数の住民が通行する、道路上に設置されている**電柱**であること。
- (2)既存の防犯灯又はその他の公共用の照明灯から、**おおむね25メートル以上の間隔**があること。
- (3)設置した防犯灯の照明が近隣住宅等の生活環境等に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、その**所有者等の同意が得られていること。**

### <新設に係るスケジュール>



毎年10月から12月までの間に要望書を区で取りまとめて提出してください。10月に各区に要望のご案内をお送りする予定です。

10年間で600基分(年間各区2基分程度)の予算を確保しておりますので、予算の範囲内で設置します。要望が多数の場合は、周辺の住宅状況や他の照明灯の距離などを踏まえ優先度を判断いたします。

※令和10年度以降についても同様のサイクルで受付・調査・設置工事を実施する予定です。

## 6 防犯灯等移管（寄附）申請書について

防犯灯と専用柱を市に移管するため『防犯灯等移管(寄附)申請書』の提出を10月頃をお願いいたします。区で管理している場合は区へ、町内会が管理している場合は、町内長へ関係書類を郵送いたします。

防犯灯等移管（寄附）申請書

令和 年 月 日

常務市長 様

区名・町内名 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の防犯灯等の所有及び維持管理の権限について、次のとおり移管（寄附）いたします。

記

1 寄附物件  
（1）防犯灯 \_\_\_\_\_ 灯  
（2）専用柱 \_\_\_\_\_ 本  
※専用柱：防犯灯を設置するためのポールなど

2 添付書類  
・防犯灯及び専用柱の設置場所を明示した位置図

3 特記事項  
・防犯灯及び専用柱の設置にあたり、電気料以外の費用（土地使用料等）は発生していません。  
・軒下に設置している場合は、土地の所有者の承諾を得た上で移管しています。

区で管理している場合は、区長の氏名などを記入してください。  
町内会で管理している場合は、町内長の氏名などを記入してください。

防犯灯等移管(寄附)申請書と一緒に防犯灯設置位置図をお送りいたしますので、確認の上、添付してください。

## 7 依頼・注意事項等

日程	内容
令和8年3月31日～	区または町内会で新設及びLED化をしないようにしてください(新設した場合、原則、市への移管対象外とさせていただきます。)。球切れや灯具の故障などが生じた場合は市で対応します。
令和8年3月31日～ 令和8年12月31日	令和8年12月分までの電気料金は区または町内会でお支払いください。
令和8年10月～ 令和8年11月	移管のための書類(防犯灯等移管(寄附)申請書)の提出をしていただきます。
令和8年10月～ 令和8年12月	新設については、毎年10月に市から区へ要望書の受付の案内を送ります。区で取りまとめ、毎年10月から12月の期間に市へ要望書を提出してください。
令和8年10月～ 令和9年2月	LED化されていない防犯灯及び令和3年以前に設置したLED灯は、市で新たなLED灯を設置します。



# 8 移管のスケジュール

